

居宅介護支援におけるサービス担当者会議等の取り扱いについて

令和3年5月
伊賀市介護高齢福祉課

【サービス担当者会議・モニタリングについて】

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議等の対応方針について」（令和2年4月20日事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症流行期におけるサービス担当者会議、モニタリングについて伊賀市の方針を示していますが、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が継続されていますので、引き続き方針を継続いたします。

【新型コロナワクチン接種における訪問介護（通院等乗降介助）の取り扱い】

5月17日（月）より65歳以上の市民への新型コロナウイルスワクチン接種の予約が始まり、利用者の予約等を協力された事業所もあると思いますが、今後ワクチン接種時の訪問介護を計画されることがあるかと思えます。

このことについて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）」（令和3年4月5日事務連絡）問6において、医療機関以外のワクチン接種会場への移動に「通院等乗降介助」を利用することが可能であることが示されていることから、かかりつけの病院での接種においても利用は可能です。

（追記）

ワクチン接種を希望しているが予約ができず困っている独り暮らしの利用者について、7月下旬に予定されている集団接種の予約等についてご協力いただくようお願いいたします。